

令和7年8月7日

事業者 各位

公益社団法人 滋賀労働基準協会東近江支部長

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育のご案内

厚生労働省では平成30年6月、労働安全衛生規則等の改正が行われ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、平成31年2月1日より墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することを原則とし、高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)を行う労働者には、特別教育の受講が義務付けられました。また、安全帯の規格改正による使用猶予期間も令和4年1月1日で終了となりました。つきましては下記のとおり特別教育を実施いたしますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

記

- 日時 **10月10日(金)9:30~16:30** (着席は5分前、遅刻は失格になります)
- 会場 **日本クレーン協会 滋賀支部(第2教室)** 住所:東近江市種町296
(JR能登川駅からタクシー利用で約10分)
(JRを利用して来られる方は、タクシー台数が少ないので、事前予約をおすすめします。)
- 受付開始 **8/19(火)8:30** FAX 先着順 (フライングは翌日回しになりますのでご注意ください)
- 締切 申込み、入金とも開講日の10日前 (定員70名優先でべ切りになります)
- 教育科目
 - ① 作業に関する知識
 - ② 墜落制止用器具に関する知識
 - ③ 実技(墜落制止用器具の使用法等)
 - ④ 関係法令
 - ⑤ 労働災害防止に関する知識
- 受講料 **会員事業場 9,240円 非会員事業場 11,440円** (消費税、テキスト代込)
*受講料は請求書と受講票が届いてからお支払いください。(受付処理後に郵送します)
(注1) 振込手数料は、申込者の負担でお願いします。
(注2) 振込の場合、領収書は原則発行しておりませんが、必要であればHPに専用の依頼書がありますのでダウンロードしてご利用ください。
(注3) 現金の場合は、当支部までご持参願います。(要事前連絡)
(注4) 受講料は、各開講日の10日前までに当支部へ現金を持参いただくか、請求書に記載の銀行口座へお振込みください*未入金の場合はキャンセル扱いとします。
- 申込み方法 FAXでお申込みください。(受付開始日時をお守りください)
- その他
 - ① 受講の取消・受講者の変更は、ホームページのバナー「東近江支部専用 取消・変更連絡書」をクリックしPDFに記載の内容に従って手続きしてください。受講の取消は開講日の1週間前まで、これ以降の取消は返金できません。受講者の変更は受講日の前日16:30まで受け付けます。
 - ② 講習終了後「修了証」を交付しますので、必ず認印を持参してください。
 - ③ 当日の朝6時の時点で県内のいずれかに特別警報が発令されている場合は開講を中止とします。概要は当協会のホームページ◆気象庁より特別警報発令時における講習会の取り扱いについて◆でご確認ください。

以上

【実施会場のご案内】 日本クレーン協会 滋賀支部

■住所 滋賀県東近江市種町296

【電車でお越しの方】

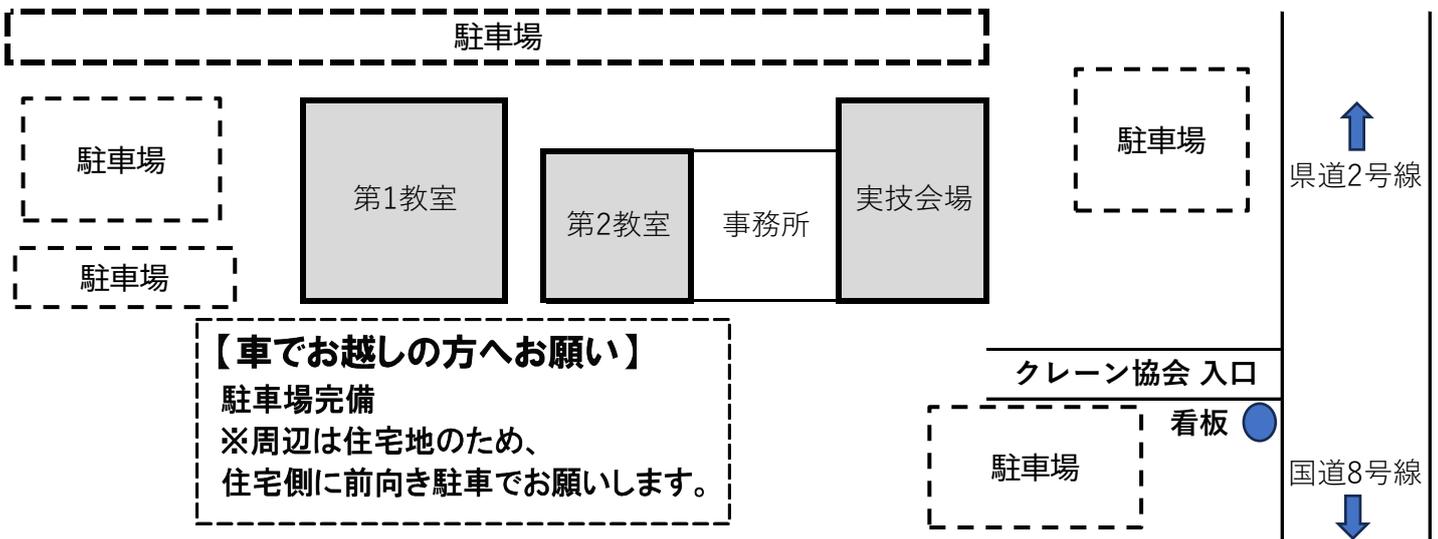
JR能登川駅下車⇒徒歩(約1時間)、タクシー(約10分)
※バス等の交通機関はありません。
タクシーやレンタサイクルをご利用ください。



【タクシー ※事前予約をおすすめ】 【レンタサイクル】

- ◆滋賀第一交通/TEL0120-553-043
- ◆近江タクシー/TEL0748-37-0106

- ◆田中自転車/TEL0748-42-0548
- 1日500円(前日までに要予約)



【車でお越しの方へお願い】
 駐車場完備
 ※周辺は住宅地のため、
 住宅側に前向き駐車をお願いします。

